

重 要 事 項 説 明 書

(デイサービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	英楽会
法人所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池10番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田辺 宏章
電話番号	052-625-0294

2 ご利用施設

施設の名称	楓林花の里
施設の所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池10番地
施設長名	松尾 太郎
電話番号	052-625-0294
ファクシミリ番号	052-625-5294

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	愛知県知事の事業者指定	利用定数	
(名称：楓林花の里)	指定年月日	指定番号	
施設 特別養護老人ホーム	R2.4.1	2371400165	84人(従来型)
居宅 短期入所生活介護	R2.4.1	2371400165	16人
居宅介護支援事業	R2.4.1	2371400074	
(名称：楓林花の里南館)			
施設 特別養護老人ホーム	R2.4.1	2371403128	67人(ユニット型)

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービスセンターであって、居宅要介護者に対し、施設においてサービス計画に基づいて、入浴、食事等の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理を行うことを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあっては、利用者の生きがいや、潤いのある日常生活を確立するため、健康の保持に細かく配慮し、また一人一人に優しい対応に心掛け適切な介護を実施して、個別処遇の充実を図るとともに、地域の福祉活動に積極的に参加し、処遇の幅を広げる。

5 施設の概要

(敷地・建物は他事業所を含めた総面積)

敷地	3, 303. 13 m ²
建物	構造 鉄筋コンクリート造5階建（耐火建築）
	延べ床面積 5, 489. 23 m ²
	利用定員 40名（通所介護事業）

主な設備

設備の種類	数	面積	
居室兼レクレーション室	1室	117. 91 m ²	
食堂	1室	52. 80 m ²	
機能訓練室	1室	54. 52 m ²	
一般浴室	1室	167. 91 m ²	
機械浴室	特殊浴槽	2台	
医務室	1室	22. 86 m ²	
面接室	1室	22. 37 m ²	

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数
施設長	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	8名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
栄養士	1名以上

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	4週7休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：40～17：00）常勤で勤務	4週7休
介護職員	原則として8：40～17：00まで勤務	原則として 4週7休
看護職員	原則として8：40～17：00まで勤務	原則として 4週7休
機能訓練指導員	週1日、原則として10：00～12：00まで勤務	
栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	

8 施設サービスの概要（事業実施時間 9：50～16：00）

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
排泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自己立についても適切な援助を行います。
入浴	・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
機能訓練	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 ・歩行器 14 機　　・歩行訓練用階段　　・平行棒 ・車椅子 22 機　　・壁面用肘木　　・姿勢制御鏡
健康管理	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもつて引継ぎます。
送迎	・迎 8：50～9：50 送 16：00～17：00 ・ご自宅の前まで、責任をもって福祉車両にて送迎させていただきます。 送迎範囲は、名古屋市緑区、東海市、大府市、豊明市 (一部地域によっては送迎困難な場合もありますので 詳細は担当者とご相談下さい。)
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容
食事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 (食事時間) 昼食 12：15～13：15
おむつの提供	・紙オムツ等必要な方には、1枚単位でご提供します。

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (通所介護サービス費の1割・2割・3割のいずれか) ※介護保険負担割合証の負担割合による
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (通所介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
食事の提供	・食費 600円
おむつの提供	・紙オムツ、紙パンツ 120円 ・尿パット 50円 (1枚単位での価格です。)

※食事のキャンセルは3日前の午後5時まで受けます。それ以降のキャンセルについては、実費分(420円)をいただくことになります。

(3) 入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
レクリエーション及び日常生活に要する費用で本人に負担していただくことが適当であるもの	・要した費用の実費

10 苦情等申立先

当施設における苦情相談窓口	苦情受付担当者 林 史典 苦情解決責任者 松尾 太郎 ご利用時間 9：00～17：00（土日・祝日除く） ご利用方法 電話 052-625-0294 面接 要予約
第三者委員	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 名古屋市北区清水四丁目 17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5階 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977
行政機関その他の苦情受付機関	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 名古屋市東区東桜一丁目 14 番地 11 号 DP スクエア東桜 8階 電話 052-959-3087 FAX 052-959-4155
行政機関その他の苦情受付機関	愛知県国民健康保険団体連合会 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館南館 7 階 電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870

11 協力医療機関

医療機関の名称	南生協病院
所在地	名古屋市緑区大高町字平子 36 番地
電話番号	052-625-0373
診療科	内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、眼科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、メンタルクリニック科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

医療機関の名称	名古屋市立大学医学部付属 みどり市民病院
所在地	名古屋市緑区潮見が丘 1 丁目 77 番地
電話番号	052-892-1331
診療科	内科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科 放射線科、整形外科、産婦人科、リハビリ科、小児科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

1 2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのつとり対応を行います。			
近隣との協力関係	特別養護老人ホーム緑生苑と、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのつとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	○個所
	スプリンクラー	187	防火扉・シャッター	19
	避難階段		屋内消火栓	45
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	51	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年10月24日 防火管理者：田島 祐樹			

1 3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒	デイサービス利用中はお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用者ご自身で管理していただきます。
現金等の管理	利用者ご自身で管理していただきます。ご自身の責による紛失等については、責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1 4 第三者評価の実施状況 実施無

15 虐待の防止のための措置

当施設は、虐待の発生又はその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当施設における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

16 身体的拘束及びその他の行動の制限に関する措置

- (1) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。
- (2) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、施設が別に定める「身体拘束廃止委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めます。

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険法第 53 条第 1 項に基づき指定を受けています。 (愛知県指定 事業所番号 2371400355)

当事業所はご契約者に対して指定予防専門型通所介護サービス及び指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

事業者の名称	英楽会
法人所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池 10 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田辺 宏章
電話番号	052-625-0294

2 ご利用施設

施設の名称	楓林花の里
施設の所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池 10 番地
施設長名	松尾 太郎
電話番号	052-625-0294
ファクシミリ番号	052-625-5294

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数
(名称：楓林花の里)		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	R2. 4. 1	2371400165	84人 (従来型)
居宅	短期入所生活介護	R2. 4. 1	2371400165	16人
	居宅介護支援事業	R2. 4. 1	2371400074	
(名称：楓林花の里南館)				
施設	特別養護老人ホーム	R2. 4. 1	2371403128	67人 (ユニット型)

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあっては、利用者の生きがいや、潤いのある日常生活を確立するため、健康の保持に細かく配慮し、また一人一人に優しい対応に心掛け適切な介護を実施して、個別処遇の充実を図るとともに、地域の福祉活動に積極的に参加し、処遇の幅を広げる。

5 施設の概要

(敷地・建物は他事業所を含めた総面積)

敷地	3, 303. 13 m ²
建物	構造 鉄筋コンクリート造5階建（耐火建築）
	延べ床面積 5, 489. 23 m ²
	利用定員 40名（通所介護事業・介護予防通所介護事業）

主な設備

設備の種類	数	面積	
居室兼レクレーション室	1室	117. 91 m ²	
食堂	1室	52. 80 m ²	
機能訓練室	1室	54. 52 m ²	
一般浴室	1室	167. 91 m ²	
機械浴室	特殊浴槽	2 台	
医務室	1室	22. 86 m ²	
面接室	1室	22. 37 m ²	

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数
施設長	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	8名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
栄養士	1名以上

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	4週7休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：40～17：00）常勤で勤務	4週7休
介護職員	原則として8：40～17：00まで勤務	原則として 4週7休
看護職員	原則として8：40～17：00まで勤務	原則として 4週7休
機能訓練指導員	週1日、原則として10：00～12：00まで勤務	
栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	

8 施設サービスの概要（事業実施時間 9：50～16：00）

(1)介護保険給付サービス

種類	内容
排泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自己立についても適切な援助を行います。
入浴	・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
機能訓練	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 ・歩行器 14 機　　・歩行訓練用階段　　・平行棒 ・車椅子 22 機　　・壁面用脇木　　・姿勢制御鏡
健康管理	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
送迎	・迎 8：50～9：50 送 16：00～17：00 ご自宅の前まで、責任をもって福祉車両にて送迎させていただきます。 送迎範囲は、名古屋市緑区、東海市、大府市、豊明市 (一部地域によっては送迎困難な場合もありますので 詳細は担当者とご相談下さい。)
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜、集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

(2)介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容
食事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 (食事時間) 昼食 12：15～13：15
おむつの提供	・紙オムツ等必要な方には、1枚単位でご提供します。

9 利用料

(1) 法定給付

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (介護予防通所介護サービス費の1割・2割・3割の いずれか) ※介護保険負担割合証の負担割合による
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (介護予防通所介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区分	利用料
介護保険給付対象外サービス	・介護保険給付の支給限度額を超える利用、および介護予防サービス計画または介護予防ケアプランに基づかず利用した場合、1回の利用につき 4,000円
食事の提供	・食費 600円
おむつの提供	・紙オムツ、紙パンツ 120円 ・尿パット 50円 (1枚単位での価格です。)

※食事のキャンセルは3日前の午後5時まで受けます。それ以降のキャンセルについては、実費分(420円)をいただくことになります。

(3) 入所者の選定により提供するもの

区分	利用料
レクリエーション及び日常生活に要する費用で本人に負担していただくことが適当であるもの	・要した費用の実費

10 苦情等申立先

当施設における苦情相談窓口	苦情受付担当者 林 史典 苦情解決責任者 松尾 太郎 ご利用時間 9：00～17：00（土日・祝日除く） ご利用方法 電話 052-625-0294 面接 要予約
第三者委員	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 名古屋市北区清水四丁目 17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5階 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977
行政機関その他の苦情受付機関	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 名古屋市東区東桜一丁目 14 番地 11 号 DP スクエア東桜 8階 電話 052-959-3087 FAX 052-959-4155
行政機関その他の苦情受付機関	愛知県国民健康保険団体連合会 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館南館 7 階 電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870

11 協力医療機関

医療機関の名称	南生協病院
所在地	名古屋市緑区大高町字平子 36 番地
電話番号	052-625-0373
診療科	内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、眼科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、メンタルクリニック科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

医療機関の名称	名古屋市立大学医学部付属 みどり市民病院
所在地	名古屋市緑区潮見が丘 1 丁目 77 番地
電話番号	052-892-1331
診療科	内科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科 放射線科、整形外科、産婦人科、リハビリ科、小児科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

1 2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのつとり対応を行います。			
近隣との協力関係	特別養護老人ホーム緑生苑と、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのつとり年3回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	○個所
	スプリンクラー	1 8 7	防火扉・シャッター	1 9
	避難階段		屋内消火栓	4 5
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	5 1	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年10月24日 防火管理者：田島 祐樹			

1 3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒	デイサービス利用中はお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用者ご自身で管理していただきます。
現金等の管理	利用者ご自身で管理していただきます。ご自身の責による紛失等については、責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1 4 第三者評価の実施状況 実施無

15 虐待の防止のための措置

当施設は、虐待の発生又はその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当施設における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

16 身体的拘束及びその他の行動の制限に関する措置

- (1) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。
- (2) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、施設が別に定める「身体拘束廃止委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めます。